

答 申 個 第 6 8 号

平成28年12月26日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

平成28年2月18日付け西区窓第109号をもって諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

西京区役所市民窓口課作成の経過報告の不存在による非開示決定事案 (諮問個第106号)

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成27年12月11日に、実施機関の西京区役所市民窓口課に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、以下の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

<請求内容>

H23.6.10ごろの役所作成の経過報告を請求します（各所宛）。役所とは西京区市民窓口課です。区役所の記録文書（経過報告？）によると私が謄本に更正跡等つけたらアカンと条件言ったのに「●●氏は除籍のことを一しゅん忘れた」と書いてあるようです。書いたものがあると思ったのは次の①と②です。

- ① H24.4新任課長は「超大物の●●部長は謄本なのに、除籍のことを「一しゅん忘れて」いたのですと私に電話で説明されました。更正届提出日はH23.6.10でした。
- ② 市民に対し外道の対応したH25.5.15に防災課の個室で空色の2～3cmA4タイルのファイルの該当ページを見ながら、「●●氏は除籍のことを一しゅん忘れていたと、〇〇氏と同様の説明をされました。これは公務で説明されたようです。

- (2) 実施機関は、本件請求に係る文書を保有していないため、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成27年12月28日付けでその旨を異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成28年1月19日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

理由説明書によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る文書（以下「本件文書」という。）について
異議申立人が求めている文書は、これまでの異議申立人とのやり取りから、以下の内容のものであると解することができる。
「平成23年6月10日頃西京区役所市民窓口課作成の経過報告」

(2) 本件文書を不存在による非開示としている理由について

異議申立人に関する文書は、異議申立人に係る同種の文書を保存することとしている「**氏対応一件ファイル」（平成26年9月5日付け京都市指令西区窓第12号で開示済み）に保存することとしているが、本件文書については保存されていなかった（同ファイルに保存されている最も古い文書は平成23年9月14日付けである。）。

また、その他異議申立人に関する公文書を探索したが、そのような経過報告を作成したとする記録も見いだせなかった。

仮に本件文書を作成していた場合、その内容は、異議申立人の平成23年6月10日の転籍届の提出をもって異議申立人の戸籍の文字の更正（訂正）に係る対応が完了したため、その経過を報告したものと考えられる。本件文書を作成していたとしても、その内容からして決裁行為が必要な文書とは考えられず、保存期間は1年未満となることから、一定期間経過後に廃棄した可能性が高い。

(3) 以上のとおり、本件処分について違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) ○○氏は「付せん」を読まれたし、■■氏は「付せん」の付いたファイルを市民に見せたので、あると思います。

(2) 私の請求内容に合致する共用文書が役所に保存されていました。

(3) 私が請求した文書は「●●氏が除籍に訂正跡が付くと知っていながら除籍のことを一瞬失念した」との趣旨が書いてある、各所宛の役所作成（勿論市民作成である共有文書を含みます＝常識＝共用文書！）

- ・ 一瞬失念した日時はH23/6/10転籍と更正を同時実行の日です。
- ・ 京都地方法務局に共有文書（再製の準備資料）として提出した。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件文書について

異議申立人が求めている文書は、個人情報開示請求書及び理由説明書から、「平成23年6月10日頃西京区役所市民窓口課作成の経過報告」と認められる。

(2) 本件処分について

ア 実施機関は、次のように主張している。

異議申立人に係る同種の文書は、「**氏対応一件ファイル」（平成26年9月5日付け京都市指令西区窓第12号で開示済み）に保存することとしているが、本件文書については保存されていなかった。

また、その他異議申立人に関する公文書を探索したが、そのような経過報告を作成したとする記録も見いだせなかった。

仮に本件文書を作成していた場合、その内容は、異議申立人の平成23年6月10日の転籍届の提出をもって異議申立人の戸籍の文字の更正（訂正）に係る対応が完了したため、その経過を報告したものと考えられる。本件文書を作成していたとしても、その内容からして決裁行為が必要な文書とは考えられず、保存期間は1年未満となることから、一定期間経過後に廃棄した可能性が高い。

イ これに対して、異議申立人は、「私の請求内容に合致する共用文書が役所に保存されていた。」等と主張している。

ウ 当審査会は、実施機関が異議申立人に係る同種の文書を保存している「**氏対応一件ファイル」の目次を実施機関に提出させて確認したところ、当該ファイルには50件の文書が保存されており、その中で最も古い文書は平成23年5月23日付け及び同月24日付けの文書で、いずれも実施機関と京都地方法務局との事務的なやり取りの文書であった。また、当該ファイルの中に、同年6月から8月までの間に実施機関が作成又は取得した文書は保存されていなかった。

エ 実施機関の説明によれば、平成23年3月頃に、異議申立人から戸籍における氏名の訂正等の相談が始まり、実施機関は、同年4月8日に訂正等の申出書を受け付け、訂正等を行った。その後、異議申立人から朱線での訂正等の痕跡をきれいにしたいとの相談があり、その方法の一つとして実施機関は他の市町村への転籍を案内し、異議申立人は、同年6月10日に実施機関へ転籍届を提出したとのことである。

このことからすると、異議申立人が本件請求で求めている「平成23年6月10日頃西京区役所市民窓口課作成の経過報告」とは、具体的には、平成23年3月頃から始まった異議申立人の相談への対応に係る経過を報告するために作成された可能性がある文書であると認められる。

オ 仮に、実施機関が経過報告書などを作成していたとしても、京都市公文書管理規則の別表において、「報告、届出、通知、照会、回答等に関するもの」の保存期間は1年であると定められており、保存期間経過後に廃棄した可能性が高い。

カ これらのことからすると、本件請求に係る文書を保有していないとする実施機関の主張に関して、特に不自然なところはない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成28年 2月18日 諮問

平成28年 3月18日 実施機関からの理由説明書の提出

5月 2日 異議申立人からの意見書の提出

11月21日 審議（平成28年度第6回会議）

12月26日 審議（平成28年度第7回会議）

※ 実施機関の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）